地籍調査が始まります

町では、今年度から地籍調査に着手しますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

地籍調査とは

一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。

登記所(法務局)に備え付けられている地図は、その半分ほどが明治時代の地租改正時に作られた 地図(公図)などをもとに作られたもので、土地の境界や形状が現況と異なるなど不明確であったり、 測量も不正確であったりする場合があります。

地籍調査を行うことにより、その成果は登記所(法務局)に送付され、登記簿の記載が修正され、 新たな地図が備え付けられることになります。

地籍調査はこんなことの解決に役立ちます

『土地取引が円滑になる』

土地を売買する際、隣地との境界確認に手 間と時間がかかり、登記簿面積と実測面積が異 なっている場合はトラブルの原因となります。



地籍調査により、正確な 土地の状況が登記簿に反映 され、信頼性が高まり安心 して土地取引ができます。

『災害復旧が迅速に出来る』

地震、水害などの災害が発生した場合、災害 前の土地の境界が確認できず、早期の復旧工 事にかかれない場合があります。



地籍調査により、個々の土 地が地球上の座標値で表示 されるため、元の位置を容易 に確認することができます。

『土地のトラブルの防止』

土地の境界が不明確であると、住民間や官 民間で境界紛争など、さまざまなトラブルが 発生しがちです。



地籍調査により、土地の境 界が明確になり、境界紛争な ど土地に関わるトラブルの 未然防止に役立ちます。

『公共事業が円滑になる』

道路、河川、都市計画などの公共事業を実施す る際、現地と登記の内容が一致していない場合 があり、設計や用地買収などの各種調整に時間を 要し、事業の進行の妨げになることがあります。



地籍調査により、土地の 境界確認が容易となり、道 路整備などの円滑な実施と コスト縮減に役立ちます。

『その他次のようなことに役立ちます』

▶まちづくりの計画立案

▶固定資産税の課税の適正化

地籍調査はどこが行うの?

町が事業主体となって行います。

※土地所有者の費用負担はありません。(ただし、説明会、現地立会いや成果の閲覧に伴う旅費や 交通費などの必要経費は個人負担となります)